

### 第3回 「外国人の権利と国際人権」

～いわゆるオールドカマーの抱える人権諸問題を中心に～

2019年11月13日

弁護士 金 哲敏

#### 1. 概論

##### (1) 「外国人の人権」問題という枠組み

旧植民地出身者を中心とするいわゆるオールドカマーについては、1952年4月28日のサンフランシスコ講話条約発効に伴う国籍喪失処置(1952年4月19日法務府民事甲第438号民事局長通達)により「外国人」とされた。そのため、オールドカマーに関する人権問題は、主として「外国人の人権」の問題という枠組みで扱われることとなり、次のような人権制約が広範に正当化される帰結となった。

- ①在留資格の不安定、外国人登録制度(指紋押捺)
- ②社会保障・教育からの排除
- ③参政権・公務就任権からの排除
- ④私人間における民族差別

⇒血統主義国籍法により、オールドカマーに対しては、4～5世代にわたり「外国人」差別の形で広範な人権制約が正当化され続けている。

##### (2) 人権諸条約への加入による「外圧」と人権状況の改善

###### 1979年 国際人権規約の批准 (内外人平等を含む非差別平等を基本原則)

⇒1980年に住宅金融公庫法、公営住宅法、住宅都市整備公団法、地方住宅供給公社法に関する国籍条項の解釈変更

###### 1982年 難民条約の批准 (職業・社会保障についての内国民待遇・最恵国民待遇を要求)

⇒1982年に国民年金の被保険者資格の改正

⇒1982年に国民年金法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当法、児童手当法の国籍条項撤廃、国公立大学の教授任用法成立

⇒1984年に郵政省外務員の国籍条項撤廃

⇒1991年に国公立小中高校教員採用試験国籍条項撤廃

⇒1991年に入管特例法成立(特別永住資格)

⇒1993年に外国人登録法改正(指紋押捺免除)

###### 1995年 人種差別撤廃条約への加入 (あらゆる人種差別の禁止・撤廃を要求)

⇒条約上の義務は既存の国内法制により履行可能として立法措置を取らず

⇒2016年にヘイトスピーチ解消法

## 2. 条約機関の指摘するオールドカマーの人権問題

### (1) 自由権規約委員会の総括所見 (2014年8月20日)

#### 国内裁判所による規約上の権利の適用可能性

6. 委員会は、締約国によって批准された条約が国内法としての効力を有していることは認められるものの、規約の下において保護される権利が裁判所で適用されたケースが限られていることに懸念を有する (第2条)。

委員会は、前回の勧告 (CCPR/C/JPN/CO/5, para.7) を繰り返し、締約国に対して、規約の適用と解釈が、下級審を含むすべての審級において、弁護士、裁判官及び検察官に対する専門的訓練の中に組み入れられることが確保されるよう求める。締約国は、また、規約の下において保護される権利の侵害に対する被害回復のための効果的な手段をも確保すべきである。締約国は、個人通報制度を規定する選択議定書への加入を検討すべきである。

#### ヘイトスピーチ及び人種差別

12. 委員会は、韓国・朝鮮人、中国人又は部落民などのマイノリティグループの構成員に対する憎悪及び差別を扇動している広範囲に及ぶ人種差別主義的な言説並びにこれらの行為に対する刑法及び民法における保護が十分ではないことに懸念を表明する。委員会は、また、過激論者によるデモが許可されて頻繁に行われていること、外国人の生徒・学生を含むマイノリティに対する嫌がらせと暴力が行われていること、さらには民間の施設において「ジャパニーズ・オンリー (日本人以外お断り)」などと書かれた標示が公然と掲げられていることについて、懸念を表明する (第2条、第19条、第20条及び第27条)。

締約国は、差別、敵意又は暴力を扇動する人種的な優越性又は憎悪を唱道するあらゆる宣伝を禁止し、かつ、そのような宣伝を広めるためのデモを禁止すべきである。締約国は、また、人種差別主義に反対する意識向上活動のために十分な資源を割り当て、裁判官、検察官及び警察官がヘイトクライムや人種差別主義的な動機に基づく犯罪を発見することができるように研修させることを確保する努力を強化すべきである。締約国は、また、人種差別主義者による攻撃を防止し、かつ、加害行為の嫌疑者が徹底的に捜査を受け、起訴され、そして有罪の場合には、適切な制裁をもって処罰されることを確保するため、あらゆる必要な措置をとるべきである。

#### 「公共の福祉」を理由とする基本的人権の制限

22. 委員会は、「公共の福祉」の概念が曖昧かつ無限定であり、かつ、規約(第2条、第18条及び第19条)の下で許容される制約を超える制限を許容する可能性があることについて、繰り返し懸念を表明する。

委員会は、前回の総括所見(CCPR/C/JPN/CO/5, para.10)を想起し、かつ、締約国に対

して、規約第 18 条第 3 項及び第 19 条に定める厳格な要件を満たさない限り、思想、良心、宗教の自由又は表現の自由を享受する権利に対して、いかなる制限も課すことを差し控えるよう、強く求める。

(2) 社会権規約委員会の総括所見 (2013 年 5 月 17 日)

27. 委員会は、締約国の公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度から朝鮮学校が排除されており、そのことが差別を構成していることに懸念を表明する。(第 13 条、第 14 条)

委員会は、差別の禁止は教育の全ての側面に完全かつ直ちに適用され、全ての国際的に禁止される差別事由を禁止の事由に包含することを想起し、締約国に対して、高等学校等就学支援金制度は朝鮮学校に通学する生徒にも適用されるよう要求する。

(3) 人種差別撤廃委員会の総括所見 (2014 年 9 月 26 日)

ヘイトスピーチ及びヘイトクライム

13. 委員会は、2016年6月に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)を含む、ヘイトスピーチに対処するために締約国がとった措置について歓迎する。しかしながら、委員会は、以下について、引き続き懸念する：

- (a) 同法の適用範囲が狭すぎており、「適法に日本に在留する」者に対するヘイトスピーチに限られ、締約国における民族的マイノリティに提供された救済措置が非常に限られていること；
- (b) 同法成立後においても、特に、デモ参加者が在日韓国人・朝鮮人といった民族的マイノリティ集団に対する暴力的なヘイトスピーチを用いる集会を通じて、締約国においてヘイトスピーチ及び暴力の扇動が引き続き行われていること；
- (c) インターネット及びメディアを通じたヘイトスピーチ並びに公人によるヘイトスピーチ及び差別的発言が継続していること；及び
- (d) このような犯罪への捜査、起訴が首尾一貫した形ではされておらず、公人及び私人が人種差別的ヘイトスピーチ及びヘイトクライムへの責任を依然として負っていないこと(第4条)

14. 前回の勧告(CERD/C/JPM/CO/7-9, パラグラフ 11)を強調するとともに、人種差別的ヘイトスピーチへの対処に関する一般的勧告35(2013年)を想起し、委員会は締約国に以下を勧告する：

- (a) 全ての者に対するヘイトスピーチが適切に対象に含められ、民族的マイノリティに属する者への十分な救済措置の提供が確保されるよう、ヘイトスピーチ解消法を改正すること；
- (b) 法的枠組み及び被害者による救済措置へのアクセスを強化するため、本法が対象と

- していない，犯罪を対象とするような人種差別禁止に関する包括法を定めること；
- (c) 表現及び集会の自由を考慮しつつ，集会におけるヘイトスピーチの使用及び暴力の扇動を禁止し，加害者への制裁を確保すること；
  - (d) 自主規制制度の設立を含む，インターネット及びメディアを通じたヘイトスピーチに対処するための効果的な措置をとること；
  - (e) 次回の定期報告において，メディアを通じた人種差別の扇動及び人種差別的暴力の防止に関する放送法等の措置の実施及びその影響に関する詳細な情報を提供すること；
  - (f) 警察官，検察官，裁判官を含む法執行機関職員に対し，ヘイトクライム及びヘイトスピーチ解消法に関する，犯罪の人種差別的動機の認定，告訴受理及び事件の捜査・起訴のための適切な方策を含む研修を行うこと；
  - (g) 私人又は政治家を含む私人若しくは報道機関職員によるヘイトクライム，人種差別的ヘイトスピーチ及び憎悪の扇動に対して，捜査し，適正な制裁を科すこと；
  - (h) 次回の定期報告において，被害者の民族的及び種族的出身によって細分化された捜査，起訴，有罪判決に関する統計を提出すること；
  - (i) 締約国におけるヘイトクライム，ヘイトスピーチ及び暴力の扇動の撤廃のため，具体的な達成目標及び措置並びに適切なモニタリングを定めた行動計画を制定すること；
  - (j) 特にジャーナリスト及び公人の役割及び責任に焦点を当てたものを含む，偏見の根本的原因に取り組み，寛容や多様性の尊重を促進するための教育キャンペーンを行うこと；

#### 在日韓国・朝鮮人の状況

2 1. 委員会は，数世代にわたり日本に在留し，外国籍を保持する韓国・朝鮮人が，地方参政権を有さず，公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる国家公務員として勤務することができないことを懸念する。委員会は，「朝鮮学校」が未だ高等学校等就学支援金の対象外とされているとの報告をさらに懸念する。また，委員会は，多くの韓国・朝鮮人女性が，国籍及び性別による複合的及び交差的形態の差別に苦しんでおり，彼女たちの子供に対するヘイトスピーチにより不安を抱いているとの報告を懸念する。

2 2. 市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30（2004年）に留意し，委員会は，締約国に対し，数世代にわたり日本に在留する韓国・朝鮮人に対し，地方参政権及び公権力の行使又は公の意思の形成への参画にも携わる国家公務員として勤務することを認めることを勧告する。委員会は，韓国・朝鮮人の生徒の差別のない平等な教育の機会を保障するため，「朝鮮学校」が高等学校等就学支援金の支給にあたり不公平な取扱いをされないことを保証すべきという前回の勧告(CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ 19)を繰り返す。委員会は，韓国・朝鮮人の女性及び子供が，複合差別及びヘイトスピーチから確実に保護されるよう，締約国が努力することを勧告する。

⇒直近の条約機関の総括所見において、特に指摘されている問題（※過去に指摘されたまま改善されていないものは措く）は、

- ①ヘイトスピーチ・人種差別に対する具体的な対策の実施、
- ②教育に関する制度的差別（朝鮮学校に対する差別）の解消、
- ③数世代にわたる参政権・公務就任権からの排除の是正

### 3. 国際人権条約の裁判における活用（「差別」に対抗する民事訴訟）

#### (1) 浜松市宝石店入店拒否事件（静岡地判浜松支部平成 11 年 10 月 12 日判時 1718 号 92 頁／確定）

浜松市内の宝石店で、ウィンドウショッピングをしていたブラジル人女性に対し、店主らが外国人お断りの張り紙等を見せて店内から退去させたことについて、人種差別撤廃条約の批准により、日本において差別行為が禁止され、違法とされたと主張して、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案。

「人種差別撤廃条約は、この条約の前文に掲げている世界人権宣言等が、自由権、平等権、人種差別の禁止等の基本的人権を高らかに世界に宣言しているのにとどまるのに比べて、一步を進め個人や団体の差別行為についての採るべき立法その他の措置を締約国に要求している。

このことは、我が国内において、人種差別撤廃条約の実体規定に該当する人種差別行為があった場合に、もし国または団体に採るべき措置が採られていなかった場合には、同条約第六条に従い、これらの国または団体に対してその不作為を理由として少なくとも損害賠償その他の救済措置を採りうることを意味する。

そしてまた、何らの立法措置を必要としない外務省の見解を前提とすれば、本件のような個人に対する不法行為に基く損害賠償請求の場合には、右条約の実体規定が不法行為の要件の解釈基準として作用するものと考えられる。」

⇒不法行為の成立と人種差別該当性を認め、150 万円の損害賠償（精神的苦痛に対する慰謝料）の支払を命じた。

#### (2) 小樽市外国人入浴拒否事件（札幌地判平成 14 年 11 月 11 日判時 1806 号 84 頁／札幌高判平成 16 年 9 月 16 日控訴棄却／最決平成 17 年 4 月 7 日 上告不受理）

小樽市内で公衆温泉浴場を経営する店主が「外国人お断り」の札を掲げて米国人らの入店を拒否し、その後帰化により日本国籍を取得した者に対してもその対応を変えなかったことについて、人種差別撤廃条約違反等を主張して、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案。

「国際人権B規約及び人種差別撤廃条約は、国内法としての効力を有するとしても、その規定内容からして、憲法と同様に、公権力と個人との間の関係を規律し、又は、国家の国際責任を規定するものであって、私人相互の間の関係を直接規律するものではない。(中略)

私人相互の関係については、上記のとおり、憲法14条1項、国際人権B規約、人種差別撤廃条約等が直接適用されることはないけれども、私人の行為によって他の私人の基本的な自由や平等が具体的に侵害され又はそのおそれがあり、かつ、それが社会的に許容しうる限度を超えていると評価されるときは、私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等により、私人による個人の基本的な自由や平等に対する侵害を無効ないし違法として私人の利益を保護すべきである。そして、憲法14条1項、国際人権B規約及び人種差別撤廃条約は、前記のような私法の諸規定の解釈にあたっての基準の一つとなりうる。

これを本件入浴拒否についてみると、本件入浴拒否は、Oの入口には外国人の入浴を拒否する旨の張り紙が掲示されていたことからして、国籍による区別のようにもみえるが、外見上国籍の区別ができない場合もあることや、第2入浴拒否においては、日本国籍を取得した原告Jが拒否されていることからすれば、実質的には、日本国籍の有無という国籍による区別ではなく、外見が外国人にみえるという、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づく区別、制限であると認められ、憲法14条1項、国際人権B規約26条、人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、私人間においても撤廃されるべき人種差別にあたるというべきである。(中略)

外国人一律入浴拒否の方法によってなされた本件入浴拒否は、不合理な差別であって、社会的に許容しうる限度を超えているものといえるから、違法であって不法行為にあたる。」

⇒不法行為の成立と人種差別該当性を認め、100万円の損害賠償(精神的苦痛に対する慰謝料)の支払を命じた。

(3) 京都朝鮮学校襲撃事件(京都地判平成25年10月7日判時2208号74頁/大阪高判平成26年7月8日判時2232号34頁/最決平成26年12月9日上告棄却・上告不受理)

在特会会員ら11人が、京都朝鮮第一初級学校の門前で約1時間にわたり、子ども達が居る学校に向けてメガホンで「ここは北朝鮮のスパイ養成機関」「犯罪朝鮮人」「ろくでなしの朝鮮学校を日本から叩き出せ」「約束というのはね、人間同士がするもんなんですよ。人間と朝鮮人では約束は成立しません」「朝鮮やくざ!なめとったらあかんぞ」といった怒号を上げ、隣接する公園においてサッカーゴールを倒す等し、スピーカーの配線コード等を切断したことについて、業務妨害と名誉毀損が人種差別撤廃条約上の人種差

別に該当するとして、損害賠償と新たな街宣活動の差止を請求した事案

### <京都地裁判決>

「第3 人種差別撤廃条約下での裁判所の判断について

- 1 わが国は、人種差別撤廃条約を批准した条約締結国であるから、私人間における人種差別が問題となる民事訴訟において、人種差別撤廃条約がどのように影響するのかを予め検討する。
- 2 憲法98条2項は、わが国が締結した条約を誠実に遵守することを定めており、このことから、批准・公布した条約は、それを具体化する立法を必要とする場合でない限り、国法の一形式として法律に優位する国内的効力を有するものと解される。
- 3 人種差別撤廃条約は、「人種差別」について「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」と定義し（1条1項）、締結国に「人種差別を非難し…あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策…をすべての適当な方法により遅滞なくとる」ことを求め、「すべての適当な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる」ことを求めている（2条1項柱書き及びd）。

さらに、人種差別撤廃条約の締結国は、その「管轄の下にあるすべての者に対し、裁判所…を通じて…あらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を…求める権利を確保する」ことをも求められる（6条）。

- 4 このように、人種差別撤廃条約2条1項は、締結国に対し、人種差別を禁止し終了させる措置を求めているし、人種差別撤廃条約6条は、締結国に対し、裁判所を通じて、人種差別に対する効果的な救済措置を確保するよう求めている。これらは、締結国に対し、国家として国際法上の義務を負わせるというにとどまらず、締結国の裁判所に対し、その名宛人として直接に義務を負わせる規定であると解される。

このことから、わが国の裁判所は、人種差別撤廃条約上、法律を同条約の定めにも適合するように解釈する責務を負うものというべきである。

- 5 もっとも、例えば、一定の集団に属する者の全体に対する人種差別発言が行われた場合に、個人に具体的な損害が生じていないにもかかわらず、人種差別行為がされたというだけで、裁判所が、当該行為を民法709条の不法行為に該当するものと解釈し、行為者に対し、一定の集団に属する者への賠償金の支払を命じるようなことは、不法行為に関する民法の解釈を逸脱しているといわざるを得ず、新たな立法なしに行うことはできないものと解される。条約は憲法に優位するものではないところ、上記

のような裁判を行うことは、憲法が定める三権分立原則に照らしても許されないものといわざるを得ない。

6 したがって、わが国の裁判所は、人種差別撤廃条約2条1項及び6条の規定を根拠として、法律を同条約の定めに適合するように解釈する責務を負うが、これを損害賠償という観点からみた場合、わが国の裁判所は、単に人種差別行為がされたというだけでなく、これにより具体的な損害が発生している場合に初めて、民法709条に基づき、加害者に対し、被害者への損害賠償を命ずることができるというにとどまる。

しかし、人種差別となる行為が無形損害（無形損害も具体的な損害である。）を発生させており、法709条に基づき、行為者に対し、被害者への損害賠償を命ずることができる場合には、わが国の裁判所は、人種差別撤廃条約上の責務に基づき、同条約の定めに適合するよう無形損害に対する賠償額の認定を行うべきものと解される。

やや敷衍して説明すると、無形損害に対する賠償額は、行為の違法性の程度や被害の深刻さを考慮して、裁判所がその裁量によって定めるべきものであるが、人種差別行為による無形損害が発生した場合、人種差別撤廃条約2条1項及び6条により、加害者に対し支払を命ずる賠償額は、人種差別行為に対する効果的な保護及び救済措置となるような額を定めなければならないと解されるのである。」

「本件活動に伴う業務妨害と名誉毀損は、いずれも、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図の下、在日朝鮮人に対する差別的発言を織り交ぜてされたものであり、在日朝鮮人という民族的出身に基づく排除であって、在日朝鮮人の平等の立場での人権及び基本的自由の享有を妨げる目的を有するものといえるから、全体として人種差別撤廃条約1条1項所定の人種差別に該当するものというほかない。

したがって、本件活動に伴う業務妨害と名誉毀損は、民法709条所定の不法行為に該当すると同時に、人種差別に該当する違法性を帯びているということになる。」

「無形損害を金銭評価するに際しては、被害の深刻さや侵害行為の違法性の大きさが考慮される。

ところで、甲第155号証によれば、日本政府は、昭和63年、人種差別撤廃条約に基づき設立された国連の人種差別撤廃委員会において、日本の刑事法廷が「人種的動機(racial motivation)」を考慮しないのかとの質問に対し、「レイシズムの事件においては、裁判官がしばしばその悪意の観点から参照し、それが量刑の重さに反映される」と答弁したこと、これを受けて人種差別撤廃委員会は、日本政府に対し「憎悪的及びレイシズム的表明に対処する追加的な措置、とりわけ…関連する憲法、民法、刑法の規定を効果的に実施することを確保すること」を求めた事実が認められる。すなわち、刑事事件の量刑の場面では、犯罪の動機が人種差別にあったことは量刑を加重させる要因となるのであって、人種差別撤廃条約が法の解釈適用に直接的に影響することは当然のこととして承認されている。

同様に、名誉毀損等の不法行為が同時に人種差別にも該当する場合、あるいは不法



行為が人種差別を動機としている場合も、人種差別撤廃条約が民事法の解釈適用に直接的に影響し、無形損害の認定を加重させる要因となることを否定することはできない。

また、前記のとおり、原告に対する業務妨害や名誉毀損が人種差別として行われた本件の場合、わが国の裁判所に対し、人種差別撤廃条約2条1項及び6条から、同条約の定めにも適合する法の解釈適用が義務付けられる結果、裁判所が行う無形損害の金銭評価についても高額なものとならざるを得ない。

⇒裁判所が、無形損害の認定において、直接的に人種差別撤廃条約に適合した判断を行う条約上の義務を負うことを正面から認める踏み込んだ判断

⇒不法行為の成立と人種差別該当性を認め、合計1200万円余りの損害賠償（法人に対する無形損害）の支払を命じた。新たな街宣活動の差止めも認容

#### <大阪高裁判決>

「人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するとしても、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法13条、14条1項と同様、公権力と個人との関係を規律するものである。すなわち、本件における被控訴人と控訴人らとの間のような私人相互の関係を直接規律するものではなく、私人相互の關係に適用又は類推適用されるものでもないから、その趣旨は、民法709条等の個別の規定の解釈適用を通じて、他の憲法原理や私的自治の原則との調和を図りながら実現されるべきものであると解される。

したがって、一般に私人の表現行為は憲法21条1項の表現の自由として保障されるものであるが、私人間において一定の集団に属する者の全体に対する人種差別的な発言が行われた場合には、上記発言が、憲法13条、14条1項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容し得る範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときは、民法709条にいう「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」との要件を満たすと解すべきであり、これによって生じた損害を加害者に賠償させることを通じて、人種差別撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきものである。」

「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする。加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止を目的とするものではないから、被害者に実際に生じた損害額に加え、制裁及び一般予防を目的とした賠償を命ずることはできない。しかしながら、上記のとおり人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、当該行為の悪質性を基礎付けることになり、理不尽、不条理な不法行為による

被害感情，精神的苦痛などの無形損害の大きさという観点から当然に考慮されるべきである。」

「 控訴人らは，本件示威活動における発言のうち，日本国籍を持たない外国人について日本国籍を持つ日本人と区別して扱うことを内容とするものは，人種差別撤廃条約 1 条 1 項所定の「人種差別」には国籍による区別は含まれないので，原則として「人種差別」ではなく，外国人政策ないし移民政策に関する政治的意見である旨主張する。しかし，本件示威活動における発言は，その内容に照らして，専ら在日朝鮮人を我が国から排除し，日本人や他の外国人と平等の立場で人権及び基本的自由を享有することを妨害しようとするものであって，日本国籍の有無による区別ではなく，民族的出身に基づく区別又は排除であり，人種差別撤廃条約 1 条 1 項にいう「人種差別」に該当するといわなければならない。」

「 被控訴人が本件活動により被った無形損害を金銭評価するに当たっては，被控訴人が受けた被害の内容・程度，被控訴人の社会的地位，侵害行為である本件活動の内容・態様その他の諸般の事情を勘案しなければならない。

そこで検討すると，被控訴人は，昭和 28 年に認可された学校法人であり，朝鮮人教育や一般文化啓蒙事業を行うことを目的とし，本件学校等を設置・運営して在日朝鮮人の民族教育を行っていたこと，本件学校を含む朝鮮学校は，全国に約 120 校，生徒数は約 1 万 2000 人を数え，民族教育を軸に据えた学校教育を実施する場として社会的評価が形成されていること（甲 152，153，191），被控訴人は，本件活動により，学校法人としての存在意義，適格性等の人格的利益について社会から受ける客観的評価を低下させられたこと，本件学校の教職員等の関係者が受けた心労や負担も大きかったこと，本件活動により，本件学校における教育業務を妨害され，本件学校の教育環境が損なわれただけでなく，我が国で在日朝鮮人の民族教育を行う社会環境も損なわれたことなどを指摘することができる。

一方，控訴人らは，「朝鮮ヤクザ」「日本からたたき出せ」「ぶっ壊せ」「端のほう歩いとつたらえんや」「キムチ臭いで」「約束というのはね，人間同士がするもんなんですよ。人間と朝鮮人では約束は成立しません」などとし（示威活動①），「日本から叩き出せ」「解体しろ」「不逞な朝鮮人を日本から叩き出せ」「保健所で処分しろ，犬の方が賢い」とし（示威活動②），「卑劣，凶悪」「ゴキブリ，ウジ虫，朝鮮半島へ帰れ」などと発言した（示威活動③）。これらは在日朝鮮人を嫌悪・蔑視するものであって，その内容は下品かつ低俗というほかはない。しかも，その態様は，多人数で，多数の児童らが在籍する日中に，いきなり押しかけて拡声器を用いて怒号して威嚇し（示威活動①），街宣車と拡声器を使用して声高に叫んで氣勢を挙げ，広範囲の場所にいる不特定多数の者らに聴取させた（示威活動②，③）というものである。これによれば，控訴人らが，在日朝鮮人及び被控訴人の人格を否定し，在日朝鮮人に対する差別の正当性を世に訴え，我が国の社会から在日朝鮮人を排斥すべきであるとの見解を公開の

場所で主張したことが明らかである。しかも、合計3度にわたる執拗な行動である上に、示威活動③は、本件仮処分決定を無視して実行されたという点においても強い違法性が認められる。さらには、本件示威活動の様子を撮影した映像を、控訴人Y1会及びB会の立場からタイトル等を付した上で、インターネット上の動画サイトに投稿して公開し（本件映像公開）、不特定多数の者による閲覧可能な状態に置いたことは、その映像を広く拡散させて被害を増大させたというだけでなく、映像の流布先で保存されることによって今後も被害が再生産されることを可能としている。以上の事情を総合するならば、本件活動は、その全体を通じ、在日朝鮮人及びその子弟を教育対象とする被控訴人に対する社会的な偏見や差別意識を助長し増幅させる悪質な行為であることは明らかである。

被控訴人は、控訴人らの上記行為によって民族教育事業の運営に重大な支障を来しただけでなく、被控訴人は理不尽な憎悪表現にさらされたもので、その結果、業務が妨害され、社会的評価が低下させられ、人格的利益に多大の打撃を受けており、今後もその被害が拡散、再生産される可能性があるというべきである。また、事件当時、本件学校には134名の児童・園児が在籍していたが、各児童・園児には当然のことながら何らの落ち度がないにもかかわらず、その民族的出自の故だけで、控訴人らの侮蔑的、卑俗的な攻撃にさらされたものであって（児童らが不在であった場合であっても、事件の状況を認識し、又は認識するであろうことは容易に推認できる。）、人種差別という不条理な行為によって被った精神的被害の程度は多大であったと認められ、被控訴人は、それら在校生たちの苦痛の緩和のために多くの努力を払わなければならない。」

⇒京都地裁が裁判所の人種差別撤廃条約に適合認定義務を認めた点は変更し、私人間効力論の枠組みで人種差別撤廃条約を考慮する判断

⇒結論は一審判断を維持し、不法行為の成立と人種差別該当性を認め、合計1200万円余りの損害賠償（法人に対する無形損害）の支払を命じた。新たな街宣活動の差止めも認容

#### (4) 徳島県教職員組合事件（高松高判平成28年4月25日判例秘書登載／最決平成28年11月1日上告棄却・上告不受理）

在特会会員らが、原告組合が行った街頭募金の一部を、日本労働組合総連合を介して四国朝鮮初中級学校に寄付したことを非難するため、原告組合の事務所に侵入し、拡声器などを用いて、同組合の職員に対し怒号し、罵声、暴行を加えたうえ、その状況を撮影し、インターネット上で公開し、また映像を保存したDVDを販売したことについて、私生活の平穏・人格権を侵害するとともに、名誉を毀損する不法行為に該当し、人種差別撤廃条約上の人種差別に該当する等として損害賠償を請求した事案

「 以上認定の、第1 審被告在特会の活動状況、同Y 1 ほか5名の捜査官に吐露した信条の内容、同Y 1 ほか2名が学校法人Cに対して行った示威・街宣活動の実態、本件各示威活動等における第1 審被告らの言動、第1 審被告らが基本的な思想信条を共通にする者としての第1 審被告在特会の活動に関わってきたことなどに照らすと、第1 審被告らは、かねてから、在日朝鮮人が過去に日本社会に害悪をもたらし、現在も日本社会に害悪をもたらす存在であるとの認識を持ち、在日朝鮮人を嫌悪し、在日朝鮮人を日本人より劣位に置くべきである、あるいは、在日朝鮮人など日本社会からいなくなればよいと考えていたこと、つまり、在日朝鮮人に対する差別意識を有していたものと認められる。

第1 審被告らは、自らの考えを表明するための示威活動を行うとともに、自らの考えを多数の日本人に訴えかけ、共感を得るため、示威・街宣活動の状況等を撮影した映像をインターネット上に公開するという活動もしていた。第1 審被告らは、(1) エで認定したとおり、第1 審被告Y 1 において、第1 審原告組合が□□朝鮮初中級学校へ支援金を渡したということ把握するや、第1 審原告らが差別の対象とするグループである朝鮮学校へ支援したことに憤りを覚え、事実確認を行えば事実無根であることが容易に明らかであるにもかかわらず、ことさらに「募金詐欺」などという謂われのないレッテルを貼り、(1) エ、オのとおり、□□朝鮮初中級学校について「北朝鮮のスパイ養成機関」であり、覚醒剤の密輸や拉致問題に関与しているかのような印象を与える発言や下品かつ侮蔑的発言など、在日朝鮮人に対する差別的発言をした上、これを支援した第1 審原告らについて、「朝鮮の手先」「朝鮮の犬」と呼んで攻撃批難し、あろうことか、第1 審原告X 1 に対しては、前記2のとおりリンチ行為としか言いようのない狼藉に及び、しかも、これらの映像をインターネット上に公開したものである。これらの一連の第1 審被告らの行動は、以上の経緯に照らすと、第1 審被告らが差別の対象とする在日朝鮮人らを支援する者は第1 審被告らから攻撃を受け、様々な被害を蒙るということを広く一般に知らしめ、その支援活動に萎縮効果をもたらすことを目的としたものと認めることができる。

「 我が国が加入する人種差別撤廃条約は、「人種差別」について「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」と定義し(1条1項)、「締結国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。」と規定し(2条1項柱書き)、さらに、「締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵

害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。」と規定している（6条）。この人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するものの、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法13条、14条1項と同様、もっぱら公権力と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。しかし、その趣旨は、本件事案において民法709条等の実定法を解釈適用するに当たっても、十分に留意、尊重しなければならない。即ち、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、条約が「人種差別」として禁止し終了させる措置を求める行為の悪質性を基礎付けることになり、当該不法行為の違法性、非難可能性の程度を評価するにあたって十分に考慮しなければならない。

第1審被告らの本件各示威行動等やその映像をインターネット上に公開する行為は、(2)のとおり、第1審被告らが差別の対象とする在日朝鮮人らを支援する者は第1審被告らから攻撃を受け、様々な被害を蒙るということを広く知らしめ、その支援活動に萎縮効果をもたらすことを目的としたものであり、前記認定事実のとおり、本件各示威行動等が行われ、その映像がインターネット上で公開された後、第1審原告組合の事務所に嫌がらせ電話が殺到し、ニコニコ動画にアップロードした動画には視聴者による夥しい数の第1審原告らを非難中傷するコメントが書き込まれたことから、その目的に沿う効果があったことは容易に推認できるところであり、人種差別撤廃条約1条に定義する、少数者の「平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」に該当し、強い非難に値し、違法性の強いものというべきである。」

⇒不法行為の直接の対象（被害者）が人種的マイノリティ（民族的少数者）ではない場合であっても、当該不法行為が民族的少数者に対する支援を萎縮させる等により、民族的少数者が「平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」である限り、人種差別に該当することを判示

⇒不法行為の成立と人種差別該当性を認め、組合に対する無形損害60万円と職員に対する慰謝料300万円等の損害賠償の支払を命じた。

**(5) 大量懲戒請求事件（東京高判令和元年5月14日裁判所裁判例情報サイト登載（別添資料）／最決令和元年10月29日上告棄却・上告不受理）**

2017年11月～12月の同時期に、約950名の者（北海道から九州まで全国に分布）が、東京弁護士会の役員弁護士に加えて、在日コリアンの姓を有する弁護士8名に対して、大要以下の内容で懲戒請求を行ったことに対し、不法行為及び人種差別に該当するとし

て損害賠償請求。なお、懲戒請求については、いずれも 2018 年 4 月 26 日付けで東京弁護士会より懲戒しない旨の決定が下されている。

「 違法である朝鮮学校への補助金交付の会長声明に賛同、容認、その活動を推進することは、弁護士の確信犯的犯罪行為である。

利敵行為としての声明のみならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士協会(原文ママ)との連携も看過できない。

この件は、別途外患罪で告発している。あわせてその売国行為の早急な是正と懲戒を求めるものである。」

⇒不法行為については、「請求者が、懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠くことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求するなど、懲戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くと認められるときは、違法な懲戒請求として不法行為となる」と判断した最高裁判決（最判平成 19 年 4 月 24 日民集 61 卷 3 号 1102 頁）の枠組みで認定

⇒「本件懲戒請求において一審原告を含む本件 8 人が名指しで対象弁護士とされた理由は、専らその氏を手掛かりとした民族的出身に着目したものであることが明らかであって、民族的出身に対する差別意識の発現ともいうべき行為であり、この点についても合理的な理由は全くない。これに対し、一審被告は、第 2 の 4（2）ウのとおり主張するが、本件懲戒請求はもっぱら一審原告の民族的出身に着目してされたものと認められる」として、不当懲戒が差別意識の発現であることは認定

⇒「本件会長声明の発出主体ではなく、東京弁護士会の役員でもない一審原告が対象弁護士とされたのは、専らその民族的出身に着目されたためであり、民族的出身に対する差別意識の発現というべき行為であって合理性が認められないところ、このような理由から本件 8 人を対象弁護士とし、名指しで懲戒請求をすることは、確たる根拠もなしに、弁護士としての活動を萎縮させ、制約することにつながるものである。したがって、一審被告は、本件懲戒請求により一審原告が受けた精神的苦痛の損害を賠償すべきである」と判示

⇒しかし、人種差別撤廃条約上の人種差別該当性の判断を示さず、人種差別であることを慰謝料の増額事由としても明示せず。

⇒なお、並行して複数の事件が進行中であり、裁判所の判断（論理）も区々となっている。

以上

平成30(ネ)5402  
令和元年5月14日東京高等裁判所判決

主 文

- 1 一審被告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
  - (1) 一審被告は、一審原告に対し、11万円及びこれに対する平成30年7月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - (2) 一審原告のその余の請求を棄却する。
- 2 一審原告の本件控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第一、二審を通じてこれを5分し、その1を一審被告の負担とし、その余を一審原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 各控訴の趣旨

(一審原告)

- 1 原判決中、一審原告敗訴部分を取り消す。
- 2 一審被告は、一審原告に対し、更に22万円及びこれに対する平成30年7月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(一審被告)

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (主位的答弁・本案前の答弁)  
一審原告の本件訴えを却下する。
- 3 (予備的答弁・本案の答弁)  
一審原告の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、一審被告が東京弁護士会に一審原告の懲戒を請求したこと(以下「本件懲戒請求」という。)は不法行為を構成し、それにより弁護士である一審原告の名誉、信用等が侵害されるなどして精神的苦痛を受けたと主張する一審原告が、一審被告に対し、民法709条、710条に基づき、慰謝料の内金50

万円と弁護士費用5万円の合計55万円及びこれに対する不法行為の後（訴状送達の日翌日）である平成30年7月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、一審被告が、適式の呼出しを受けながら原審第1回口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しなかったことから、一審原告主張の請求原因事実を自白したものとみなした上、一審被告の不法行為（本件懲戒請求）により一審原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料を30万円、本件訴訟の弁護士費用を3万円（合計33万円）と認めるのが相当であるとして、一審原告の請求を一部認容し、その余を棄却した。

これに対し、一審原告及び一審被告双方が、原判決を不服として本件各控訴を提起した。

## 2 前提事実等

掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 一審原告は、在日朝鮮人2世を父として日本国内で生まれ育ち、昭和59年に帰化して日本国籍を取得した後、平成6年、弁護士登録して東京弁護士会に所属し、現在、東京都台東区内の事務所に所属して弁護士業務に従事している。一審原告は、平成29年当時、在日コリアン弁護士協会の理事として活動していたが（以上につき、乙5、53、54）、東京弁護士会の役員ではなかった。
- (2) 日本弁護士連合会会長は、平成28年に「朝鮮学校に対する補助金停止に反対する会長声明」を発し、東京弁護士会会長（甲）も、同年4月22日、「朝鮮学校への適正な補助金交付を求める会長声明」を発出した（以下、両者を併せて「本件会長声明」という。）。
- (3) 弁護士法は、「第8章 懲戒」として、次のとおり規定する（以下、その抜粋）。

56条1項 弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは



日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったときは、懲戒を受ける。

2項 懲戒は、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会がこれを行う。

58条1項 何人も、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる。

2項 弁護士会は、所属の弁護士又は弁護士法人について、懲戒の事由があると思料するとき又は前項の請求があったときは、懲戒の手續に付し、綱紀委員会に事案の調査をさせなければならない。

3項 綱紀委員会は、前項の調査により対象弁護士等（懲戒の手續に付された弁護士又は弁護士法人をいう。以下同じ。）につき懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、弁護士会は、当該議決に基づき、懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない。

4項 綱紀委員会は、第2項の調査により、第1項の請求が不適法であると認めるとき若しくは対象弁護士等につき懲戒の手續を開始することができないものであると認めるとき、対象弁護士等につき懲戒の事由がないと認めるとき又は事案の軽重その他情状を考慮して懲戒すべきでないことが明らかであると認めるときは、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をする。この場合において、弁護士会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

64条1項 第58条第1項の規定により弁護士又は弁護士法人に対する懲

戒の請求があつたにもかかわらず、弁護士会が対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき又は相当の期間内に懲戒の手続を終えないときは、その請求をした者（以下「懲戒請求者」という。）は、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができる。弁護士会がした懲戒の処分が不当に軽いと思料するときも、同様とする。

2項 前項の規定による異議の申出（相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについてのものを除く。）は、弁護士会による当該懲戒しない旨の決定に係る第64条の7第1項第2号の規定による通知又は当該懲戒の処分に係る第64条の6第2項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内にしなければならない。

64条の7第1項 弁護士会は、その懲戒の手続に関し、次の各号に掲げる場合には、速やかに、対象弁護士等、懲戒請求者、懲戒の手続に付された弁護士法人の他の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に、当該各号に定める事項を書面により通知しなければならない。

1号 綱紀委員会に事案の調査をさせたとき又は懲戒委員会に事案の審査を求めたとき その旨及び事案の内容

2号 対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき その旨及びその理由

(4)ア 一審被告は、平成29年12月13日、東京弁護士会に対し、一審原告を含む18人を対象弁護士とする懲戒請求書（以下「本件懲戒請求書」という。）を提出し、懲戒を求めた（本件懲戒請求）。本件懲戒請求書には、懲戒事由として次の記載がある。

「 違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯

罪行為である（以下「本件懲戒事由①」という。）。）。

利敵行為としての朝鮮人学校補助金支給声明のみならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士会との連携も看過できるものではない（以下「本件懲戒事由②」という。）。）。

この件は別途、外患罪で告発しているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてその売国行為の早急な是正と懲戒を求めるものである（以下「本件懲戒事由③」という。）。）。」

イ 本件懲戒請求書は、自筆で日付（11月16日）と一審被告の住所・氏名が記載されているが、それ以外は印刷された不動文字であり、右肩部分にはあらかじめ番号（No.208）が印字されていた。

ウ 本件懲戒請求において対象弁護士とされた18人の内訳は、会長・副会長の肩書がある者（7人）、氏を「A」とする者（5人、一審原告を含む。）、同じく「B」、「C」、「D」とする者（各1人）、それ以外の者（3人）であり、一審原告を含む8人（氏をA、B、C、Dとする者、以下「本件8人」という。）については、括弧書きで読み仮名又はアルファベットのスペルが付されており、他の10人と区別されていた。

エ 一審被告は、本件懲戒請求に当たり、何らの証拠も提出しなかった。

(5) その頃、東京弁護士会には、本件懲戒請求書と同一書式による懲戒請求が約960件提起されていた（以下「大量懲戒請求」という。）。東京弁護士会は、対象弁護士が弁明書を提出しなくても議決ができるように綱紀委員会の会規を変更し、平成30年4月12日、変更後の規則を施行した。

(6) 東京弁護士会は、平成30年4月19日、綱紀委員会に対し、一審原告を含む対象弁護士（被調査人）について、本件懲戒請求書記載の事案の調査を命じた。綱紀委員会第1部会は、調査を終了し（一審原告は弁明書を提出しなかった。）、同月20日、本件懲戒事由①については、被調査人らが、本件会長声明に賛同、容認し、その活動を推進したとの事実があったとしても、

当該行為を弁護士としての品位を失うべき非行と評価することはできない、本件懲戒事由②については、被調査人らが、在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士会と連携したとの事実を認定すべき証拠はないとして、被調査人らにつき、いずれも懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする旨の議決をした（以下「本件議決」といい、その書面を「本件議決書」という。）。

- (7) 東京弁護士会は、平成30年4月26日、一審原告を含む対象弁護士（被調査人）らについて、綱紀委員会が本件議決をしたことを理由として、懲戒しない旨の決定をした（以下「本件決定」という。）。

一審被告は、本件決定について、東京弁護士会から本件議決書の謄本を添えた書面で通知を受けたが、これに対して、日本弁護士連合会に異議申出をしなかった。

### 3 一審原告の主張

- (1) 本件懲戒請求は、次の点から不法行為を構成する。

ア 弁護士法58条1項は、広く一般の人々に懲戒請求権を認めることにより、自治的団体である弁護士会の自律的懲戒権限が適正に行使され、懲戒制度が公正に運用されることを期するものであるが、それは決して恣意的な請求を許容したり、広く免責を認めたりする趣旨ではないから、懲戒請求者は、被請求者の利益が不当に侵害されることがないように、その者に懲戒事由があることを事実上及び法律上裏付ける相当な根拠について調査検討する義務を負うというべきであって、請求者が、懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠くことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求するなど、懲戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くと認められるときは、違法な懲戒請求として不法行為となる（最高裁平成19年4月24日第三小法廷判決・民集61巻3号1102頁、以下「平成19年最高裁判決」という。）。

一審被告は、本件懲戒請求が、次のとおり事実上又は法律上の根拠を欠いていることを知っていたか、又は普通の注意を払うことによりそのことを知り得た。

(ア) 本件懲戒事由①は、東京弁護士会会長声明を指すと思われるが、それが違法である根拠は示されていない上、朝鮮学校に対する補助金の支給が法令上許されないものではないから、上記声明に賛同等することが弁護士会の犯罪的行為となることはない。また、一審原告は、東京弁護士会の役員ではなく、本件会長声明の発出主体でもない。

(イ) 本件懲戒事由③は、一審原告が、刑法第2編第3章外患に関する罪に規定された外患罪等に該当する犯罪行為をした事実を指摘するが、一審原告がそのような行為をした事実はない。

イ 本件懲戒請求は、一審原告の国籍や民族を理由に懲戒を求めるものであり、明白な人種差別であるとともに、一審原告の名誉、信用、その他の人格権を不当に侵害するおそれがあり、また、民族的マイノリティの権利擁護のための活動を行うことを妨害し、萎縮させるものであって、その態様・内容に照らしても、強い人種差別的効果を持つものとして、極めて悪質かつ高度の違法性を有している。

(ア) 本件懲戒請求の対象とされた弁護士18人のうち、一審原告を含む本件8人は、いずれも弁護士会の役員ではなく、その弁護士業務に共通性もない。他方で、本件8人の氏は、いずれも一般に在日コリアンと見られるものであり、本件懲戒事由②の記載に照らしても、本件8人が在日コリアンであることを理由とするものと考えられる。

(イ) 我が国が加入する、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という。）は、人種差別を「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる

ゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」と定義した上（1条1項）、「締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。」と規定するとともに（2条1項柱書）、締約国に対し、私人によってされる人種差別を終了させる義務（同項(d)のほか、人種差別の撤廃に向けた様々な具体的義務を課しており（4条(a)～(c)）、さらに、「締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。」と規定し（6条）、締約国の裁判所による公正・適正な被害者救済が果たされることを求めており、その趣旨は、民法709条の解釈適用に当たっても尊重されるべきである。

本件懲戒請求は、本件8人が、在日コリアンという民族的マイノリティに属することを理由に懲戒を求めるものであるから、人種差別撤廃条約の禁止する「人種差別」に該当し、違法性が基礎づけられる。

- (2) 本件懲戒請求は、①弁護士が事実上又は法律上の裏付けを欠くことが明らかな懲戒請求を受けるものであり、弁護士の名誉、信用等に対する不当な侵害であること、②本件懲戒請求が人種差別であること、③一審原告の行為が外患に関する罪に該当するというものであり（本件懲戒事由③）、外患誘致罪（刑法81条）の法定刑は死刑であるから、一審原告がそれに値する行為をしたというのと同じであり、その生命に対する害悪の告知であること、④匿名の場合と比較して、心理的抵抗が大きいにもかかわらず、氏名及び住所

を公開して自らの立場をあえて公然と示していることに照らすと、悪質性が高く、⑤一審被告の主張自体が人種差別に該当し、応訴態度も悪質であるから、慰謝料増額事由として斟酌すべきである。

(3) 一審原告の損害額 合計 55 万円

ア 慰謝料 50 万円

本件懲戒請求により一審原告が被った精神的苦痛は大きく、これを慰謝するためには相当額の慰謝料を必要とし、一審原告は、内金として上記金額を請求する。

イ 弁護士費用 5 万円

(4) 時機に後れた攻撃防御方法却下の申立て

一審被告は、当審において初めて、控訴理由書、答弁書、準備書面等を提出するに至ったものであり、これらの主張は、一審被告の故意又は重大な過失に基づく時機に後れた攻撃防御方法の提出であり、本件訴訟の完結を遅延させるものであることは明らかであるから、却下されるべきである。

#### 4 一審被告の主張

(1) (本案前の答弁に係る主張)

東京高等裁判所平成13年1月31日判決は、「当該訴えが、もっぱら相手方当事者を被告の立場に置き、審理に対応することを余儀なくさせることにより、訴訟上又は訴訟外において相手方当事者を困惑させることを目的とし、あるいは訴訟が係属、審理されていること自体を社会的に誇示することにより、相手方当事者に対して有形・無形の不利益・負担若しくは打撃を与えることを目的として提起されたものであり、右訴訟を維持することが前記民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反すると認められた場合には、当該訴えの提起は、訴権を濫用する不適法なものとして、却下を免れないと解するのが相当である」と判示している。本件訴訟も、法的知識があり、社会的強者である弁護士会及び弁護士が、特権意識の発露

としての警告及び報復として、一審被告を含む大量懲戒請求を行った者及び一般国民に対し、新たな懲戒請求をさせないように威嚇する萎縮的效果を狙ったものである。このように、1審被告を困惑させ、有形・無形の不利益・負担や打撃を与える目的がある本件訴訟は、少なくとも上記東京高裁判決のいう訴権の濫用に当たることが明らかであるから、却下すべきである。

(2) (本案に関する主張)

ア 弁護士を対象とする懲戒請求が不法行為を構成する要件に関し、弁護士であるテレビ番組の出演者において、特定の刑事事件の弁護団の弁護活動が懲戒事由に当たるとして、上記弁護団を構成する弁護士らについて懲戒請求をするよう視聴者に呼び掛けた行為は、判示の事情の下においては、上記弁護士らについて多数の懲戒請求がされたとしても、これによって上記弁護士らの被った精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度を超えるとまではいえず、不法行為上違法なものであるということとはできないとした最高裁平成23年7月15日第二小法廷判決・民集65巻5号2362頁(以下「平成23年最高裁判決」という。)があり、平成19年最高裁判決は実質的に変更されており、本件懲戒請求について次の点を踏まえれば、受忍限度の範囲内であるから、不法行為とはならない。

(ア) 平成23年最高裁判決の事案は、懲戒請求者らはもとより、呼び掛けをした弁護士も、報道等により知り得た以上の情報を有しておらず、弁護士会綱紀委員会が一括して事案を調査し、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする旨の議決をした点で、本件訴訟と同じ事案であるといえるところ、平成23年最高裁判決は、報道等の伝聞情報だけを基に、自分なりの判断で懲戒事由に該当すると思料したことを根拠がない又は理由がないことを知りながら呼び掛けをしたとはしなかった。したがって、弁護士でもない一般人が、懲戒請求をするに当たって求められる事実上及び法律上の根拠の調査は、高い水準は要求されていない。



- (イ) 弁護士法58条1項の「何人も」とは、伝聞情報しか持たない一般人の懲戒請求を想定するものであるから、事実上の根拠の調査は直接体験した事実から確認できることでない限り、伝聞情報で足りるといふべきであるし、同法56条の懲戒事由は、品位を失ふべき非行であれば足り、違法であることを要しないから、法律上の根拠の調査は不要である。
- (ウ) 一般の懲戒請求者に対して懲戒事由があることを事実上及び法律上裏付ける相当な根拠につき高度の調査、検討を求めることは、懲戒請求を萎縮させるものであり、懲戒請求が広く一般の人に認められていることを基盤とする弁護士懲戒制度の目的に合致しないから、高度の義務を課すべきではない。
- (エ) そもそも、懲戒請求を受け、調査が開始されただけの段階では、その弁護士が根拠のない請求により名誉、信用等を不当に侵害されるおそれはないから、この点に関する平成19年最高裁判決の判示は誤りである。
- イ 一審被告が、本件懲戒事由①について、朝鮮学校に補助金を支給することが違法であると思料したこと、弁護士会が本件会長声明を発することも違法であると思料したこと、それらの活動を推進することが確信的犯罪行為であると思料したこと、本件懲戒事由③について、一審原告の行為が外患罪、取り分け、外患援助未遂罪（刑法87条）に該当すると思料したことが、事実上及び法律上の根拠を欠くとはいえないことは、次のとおりである。
- (ア) 本件懲戒事由①について
- a 朝鮮学校への補助金の支給について、国際連合の防止活動又は強制行動の対象となっている国に対する援助の供与は、国際連合憲章で慎むべきとされており（2条5項）、安全保障理事会決議に違反するから、朝鮮学校への補助金の支給が違法と思料したことが事実上又は法律上の根拠を欠くとはいえず、通常人の普通の注意を払えば、根拠が

ないことを知り得たとはいえない。

b 弁護士会は、強制加入団体であり、会員の思想信条や政治的立場により意見の分かれる問題に対し、会として決議をしたり、会長声明を発したりすることは、法人の目的の範囲を逸脱し、違法無効であって、多数の弁護士が、日本弁護士連合会総会決議が弁護士会の目的の範囲を逸脱したとして日本弁護士連合会を提訴したことに照らしても、本件会長声明を違法と思料したことが事実上又は法律上の根拠を欠くとはいえず、通常人の普通の注意を払えば根拠がないことを知り得たともいえない。

c 朝鮮学校に補助金を支給することは違法であり、法律の専門家である弁護士がそれを行い推進することは確信的犯罪行為といっても過言ではないという論評について、仮にそれが違法又は犯罪行為に当たらないとしても、それを懲戒事由とすることに問題はない。なお、たとえ一審原告が本件会長声明の発出主体でなくても、弁護士会の会員として、本件会長声明を明示的又は黙示的に支持することは、懲戒事由となり得るものである。

(イ) 本件懲戒事由②、③について

外患援助罪（刑法８２条）の行為状況要件（日本国に対して外国から武力の行使があったときに）について、韓国が竹島を不法占拠していること、北朝鮮が日本人を拉致したり、ミサイル発射実験を繰り返したりする状況は、これを満たすものであり、一審原告が、朝鮮学校への補助金支給要求声明に加担することは、北朝鮮が朝鮮学校に教育資金を拠出する必要性を減らし、軍事上の利益をもたらし、ミサイル発射による日本の主権及び日本国民の生命・身体・財産の侵害を継続させること等につながるから、「その他これに軍事上の利益を与えた」ことになる。また、日本に帰化せずに日本への帰属意識を拒否し続ける在日コリアンは、

国籍が韓国であれ、北朝鮮であれ、敵国民であり、その人たちが日本の参政権を得ることは利敵行為であるから、その実現を主張する在日コリアン弁護士協会の活動は、日本の対外的存立を直接害するものとして、外患援助行為に該当する。したがって、一審被告が一審原告を含む本件8人の活動は外患罪に該当すると思料して行った本件懲戒請求について、事実上又は法律上の根拠を欠き又は根拠を欠くことを通常人が普通の注意を払えば知り得たとはいえない。

ウ 国家間に対立が存在する現実に対応し、主権の維持や安全保障という目的のため、相手国を直接に利する行為を制限したり、そのような活動を行う団体の構成員に格別の取扱いをしたりすることは、国家固有の権利としての自衛権の行使の範囲内であり、それと同様に本件懲戒請求も、対象弁護士が、武力行使国を直接に利する行為をしていることやそのような活動を行う団体において行動することに着目してされたものであるから、民族を理由とする人種差別に当たらない。

在日コリアン弁護士協会は、日本が主権国家としてする正当な行為に対し、人種差別を主張したり、参政権を要求したりして、日本の主権を蹂躪し、国益を損なっているものであり、本件懲戒請求は、利敵行為や反日行為に着目したものであるから、人種差別ではない。

エ 一審原告に損害は生じていない。

(ア) 本件懲戒請求は不法行為に該当せず、それにより一審原告が何らかの不快感を抱いたとしても、それは一審原告の無自覚によるものであり、弁護士懲戒制度の社会的重要性ないし制度趣旨に鑑み、当然想定される受忍限度の範囲内にあるから、賠償されるべき損害はない。

(イ) 一審原告は弁護士であるから、訴訟追行のために弁護士を選任すべき必要性がなく、たとえ弁護士に訴訟委任をしたとしても、不法行為との間に相当因果関係はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実等（第2の2）に加え、証拠（乙73）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) 一審被告は、一審原告との間で業務上の関係はなく、個人的な面識等もなかった。
- (2) 一審被告は、本件懲戒請求当時、在日韓国・朝鮮人が弁護士となる資格を持ち得ることを知らず、在日コリアン弁護士協会の活動内容についても知らなかった。
- (3) 一審被告が自己の名において当審で陳述した書面及び提出した書証は、陳述書（乙73）を除き、別件訴訟において他の被告らが提出等したものと同一であり、同人らから入手したものをそのまま提出したことがうかがわれる。なお、一審被告が認識する限りでは、本件訴訟と同様の訴訟が全国で24件係属している。

#### 2 判断

- (1) 時機に後れた攻撃防御方法却下の申立てについて

一審原告は、当審において提出された一審被告の主張は、故意又は重大な過失に基づく時機に後れた攻撃防御方法の提出であり、本件訴訟の完結を遅延させるものであるから、却下されるべきであると主張する。しかし、本件訴訟は当審の第1回口頭弁論期日に弁論終結となったものであり、当審において提出された一審被告の主張が訴訟の完結を遅延させるものということとはできないから、時機に後れた攻撃防御方法却下の申立ては採用しない。

- (2) 本案前の答弁及び主張について

一審被告は、本件訴訟は、弁護士会及び弁護士が、特権意識の発露としての警告及び報復として、一審被告を含む大量懲戒請求を行った者及び一般国民に対し、新たな懲戒請求をさせないように威嚇する萎縮的效果を狙ったも

のであり、このように1審被告を困惑させ、有形・無形の不利益・負担や打撃を与える目的がある本件訴訟は訴権の濫用に当たることが明らかであるから却下すべきであると主張する。

しかし、「弁護士法58条1項に基づく懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠く場合において、請求者が、そのことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求するなど、懲戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くと認められるときには、違法な懲戒請求として不法行為を構成する。」（平成19年最高裁判決）と解するのが相当である。一審原告は、本件懲戒請求が平成19年最高裁判決でいう不法行為に当たると主張し、これにより受けた精神的損害の賠償を求めて本件訴訟を提起していることが認められ、他方、一審被告が主張する訴権の濫用といえるような事情を認めるに足りる証拠はない。

したがって、一審原告が提起した本件訴えは適法であり、本件訴えの却下を求める一審被告の本案前の答弁及び主張は理由がない。

### (3) 本件懲戒請求の不法行為該当性について

ア 前記(2)のとおり、懲戒請求に係る不法行為該当性の判断基準については、懲戒請求者が、懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠くことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求するなど、懲戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くと認められるときは、違法な懲戒請求として不法行為が成立する（平成19年最高裁判決）。これに対し、一審被告は、平成19年最高裁判決は平成23年最高裁判決によって実質的に変更されているとして、それに沿った主張をする（前記第2の4(2)ア）が、平成23年最高裁判決は、テレビ番組の出演者が懲戒請求を呼びかけた表現行為の違法性が問題とされた事案であるのに対し、平成19年最高裁判決は、懲戒請

求自体の違法性が問題とされた事案であり、本件は本件懲戒請求自体の違法性が問題とされているから、平成19年最高裁判決が示した違法性の判断基準が妥当する（なお、平成19年最高裁判決が平成23年最高裁判決により実質的に変更されたとはいえない。）。

したがって、本件においては、上記判断基準に従って、本件懲戒請求の不法行為該当性について判断する。

イ 一審原告は、帰化したことにより日本国籍を有する日本人であるが、在日朝鮮人2世を父とする者であり、いわゆる在日コリアンであるところ、東京弁護士会の役員ではなく、本件会長声明の発出主体でもない（一審被告は、弁護士会の会員として本件会長声明を明示的又は黙示的に支持することは、懲戒事由となり得ると主張するが、本件会長声明が、日本弁護士連合会又は東京弁護士会の決議の下にされたものでなく、会長の個人名でされていることを無視する主張であって、採用することはできない。）。

また、一審原告を含む本件8人について、弁護士としての活動内容に共通性があることを認めるに足りる証拠はなく、一審被告は、一審原告の犯罪行為に当たるとして掲げた本件懲戒事由①～③を裏付ける証拠を提出していない。そうすると、一審原告に対する本件懲戒請求は、事実上又は法律上の根拠を欠くものといわざるを得ない。

そして、本件懲戒請求において一審原告を含む本件8人が名指しで対象弁護士とされた理由は、専らその氏を手掛かりとした民族的出身に着目したものであることが明らかであって、民族的出身に対する差別意識の発現ともいうべき行為であり、この点についても合理的な理由は全くない。これに対し、一審被告は、第2の4(2)ウのとおり主張するが、本件懲戒請求はもっぱら一審原告の民族的出身に着目してされたものと認められるから、採用することができない。

ウ 前記1のとおり、一審被告は、一審原告との間で業務上の関係はなく、

個人的な面識等もなかったものであるが、本件懲戒請求当時、在日韓国・朝鮮人が弁護士となる資格を持ち得ることを知らず、在日コリアン弁護士協会の活動内容についても知らなかった。しかも、一審被告は、本件懲戒請求において、本件懲戒事由①～③を裏付ける資料や証拠を全く提出せず（本件決定に対して異議申出もしていない。）、本件訴訟が提起され、一審判決後の控訴審である当審に至って初めて主張及び書証を提出したが、その書面等は、陳述書（乙73）を除き、いずれも別件訴訟の被告らから入手したものをそのまま提出しただけであり、言わば後付けで取得した書面に基づいて訴訟対応をしているものである。

そうすると、一審被告は、本件懲戒請求をした時点において、本件懲戒事由①～③について、それが事実上又は法律上の根拠を有すると信ずべき合理的理由は全くなかったと認められるから、それを欠くことを知っていたか又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて本件懲戒請求を行ったものといわざるを得ない。これに対し、一審被告は、前記第2の4(2)イのとおり主張するが、独自の見解に基づくものであり、採用することはできない。

エ したがって、本件懲戒請求は、違法性が認められ、一審原告に対する不法行為を構成するというべきである。

#### (4) 一審原告の損害について

ア 前記(3)のとおり、一審被告は、懲戒事由が事実上又は法律上の根拠を欠き、そのことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たにもかかわらず、あえて本件懲戒請求をしたものであり、弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くものと認められる。また、本件会長声明の発出主体ではなく、東京弁護士会の役員でもない一審原告が対象弁護士とされたのは、専らその民族的出身に着目されたためであり、民族的出身に対する差別意識の発現というべき行為であって合理

性が認められないところ、このような理由から本件8人を対象弁護士とし、名指しで懲戒請求をすることは、確たる根拠もなしに、弁護士としての活動を萎縮させ、制約することにつながるものである。したがって、一審被告は、本件懲戒請求により一審原告が受けた精神的苦痛の損害を賠償すべきである（なお、一審原告は、一審被告が自己の氏名及び住所を明らかにして本件懲戒請求をしたことは、匿名の場合と比較して悪質性が高く慰謝料の増額事由として斟酌すべきであると主張するが、そのように解することはできない。）。

他方、一審被告は、本件懲戒請求当時、一審原告の弁護士としての活動内容等について全く認識がなく、本件訴訟において一審原告の主張を争ってはいるものの、当審において提出した主張及び書証は、陳述書（乙73）を除き、すべて別件訴訟の被告らが作成・提出したものを流用したものであり、大量懲戒請求が行われた中で付和雷同的に本件懲戒請求に加わったことがうかがわれる。また、本件懲戒請求は、東京弁護士会綱紀委員会（第1部会）において、一審原告の弁明書の提出を必要とせずに調査を終了し、直ちに本件議決がされており、もともと懲戒事由に当たらないことが明白な事案であって、本件懲戒請求がされたことにより、一審原告が弁護士会への特別な対応を迫られたわけではない。加えて、弁護士の身分を有する一審原告が、法的知識の乏しい一般人が違法ないし不合理な懲戒請求を行ったことに対し、法的措置を執ることが常に必要であるとは限らず、弁護士法58条1項が広く何人に対しても懲戒請求権を認めた趣旨に鑑みれば、ある程度謙抑的姿勢が望まれるのであって、これらの事情も、一審原告の損害を算定する上で考慮する必要がある。

以上の認定に加え、本件懲戒請求の内容・程度、その他本件にあらわれた一切の事情を総合考慮すると、一審原告が受けた精神的苦痛の慰謝料は10万円と認めるのが相当である。



イ 一審原告は弁護士であるが、大量懲戒請求を受けて本件訴訟以外にも訴訟を提起していることがわかるから、本件訴訟を提起するに当たり代理人弁護士に訴訟追行を委任するのはやむを得ないことというべきである。そして、本件事案に照らすと、本件懲戒請求という不法行為と相当因果関係がある弁護士費用の損害は、1万円と認めるのが相当である。

ウ 上記ア，イ合計 11万円

### 3 まとめ

したがって、一審被告は、不法行為に基づき、一審原告に対し、11万円及びこれに対する不法行為の後である平成30年7月23日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

### 第4 結論

以上によれば、一審原告の本件請求は、不法行為に基づき、一審被告に対し、11万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度において理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却すべきところ、これと異なる原判決は一部失当であって、一審被告の本件控訴の一部は理由があるから原判決を上記のとおり変更し、一審原告の本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官 萩 原 秀 紀

裁判官 馬 場 純 夫

裁判官河田泰常は，転補のため，署名押印することができない。

裁判長裁判官 萩 原 秀 紀